

平成二十六年三月七日受領
答弁第五三三号

内閣衆質一八六第五三号

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）においては、平成二十二年七月三十日に外務本省に対して公電で報告を行って以降も、ウズベキスタン当局への要請等の方法による調査を継続してきたが、「潮の舞」の所在に関する追加的な情報が得られていなかったため、外務本省に対し、特に公電による報告は行っていないかった。外務本省から大使館に対し、現状の報告を改めて指示したところ、平成二十六年二月七日に大使館から外務本省に対し、それまでの調査の結果、「潮の舞」の所在に関する新たな情報は得られていない旨の報告が公電でなされたものである。

五について

「潮の舞」の所在については、調査において追加的な情報が得られない状況が長期間にわたっていることから、外務省としては、ウズベキスタン当局における捜査の状況及び今後の見通しについて同当局に確認した上で、調査を終了させるか否かの判断をしかるべく行いたいと考えている。

六について

先の答弁書（平成二十六年二月十八日内閣衆質一八六第二八号）六についてでお答えしたとおりである。